

～「コロナ差別ゼロ」こもろ共同宣言～

12月17日(休)に、「コロナ差別ゼロ」こもろ共同宣言を行いました。この共同宣言は、小諸青年会議所が発起人となり、関係全16団体が参加し、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために、市民が一丸となって、みんなで支えあい助け合う」また、「感染者やその家族、医療関係者などに対する誹謗中傷を無くし、デマに振り回されることが無い【誰もが安心して生活できるまち】を目指す」取り組みです。

徹底した感染の予防を行い、自分や家族、医療関係者をはじめとした私たちの生活の維持に欠かせない職業の方々を守りましょう。
図 人権政策課

共同宣言(全文)

1. 私たちは、感染された方やそのご家族に対する差別や誹謗中傷は許しません
地域住民全ての人を差別や誹謗中傷から守ります
1. 私たちは、医療従事者をはじめ新型コロナウイルスとたたかっている方を心から尊敬し応援いたします
1. 私たちは、家庭・職場・学校・地域が協力し感染した人が安心して復帰できる「誰もが安心して生活できる」まちづくりに取り組んでいきます
1. 私たちは、発信源が特定されていない情報に振り回されず、デマ情報の拡散防止に取り組んでいきます

【参加団体】小諸市区長会 / 社会福祉法人小諸市社会福祉協議会 / 小諸商工会議所 / 小諸市青少年育成会連合会 / 小諸市PTA連合会
一般社団法人小諸北佐久医師会 / 北佐久歯科医師会 / 一般社団法人小諸北佐久薬剤師会 / 小諸ロータリークラブ
小諸浅間ロータリークラブ / 国際ソロプチミスト小諸 / 小諸ライオンズクラブ / 小諸市議会 / 小諸市教育委員会 / 小諸市一般社団法人小諸青年会議所(発起人)

Check 発熱等の症状が生じた際の受診方法

- 発熱等の症状が生じた場合には、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談。
- かかりつけ医を持たない方や土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は、「受診・相談センター」(佐久保健所 ☎ 0267-63-3178) へ電話にて相談。
- 案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診。

差別やいじめはやめよう
たたかう相手はウイルスだから



中小企業等の固定資産税・都市計画税を軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を減額します。

令和2年2月から10月までのうち、任意の連続3ヶ月の売上高が前年同期間と比べて30%以上50%未満減少した場合は、課税標準を1/2に減額し、50%以上減少した場合はゼロとします。
図 税務課 資産税係

【申請方法】

- ①税理士や会計士などの認定経営革新等支援機関等に、
【1. 中小事業者であること】、【2. 事業収入の減少】、
【3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合】について、
確認ができる書類と申告様式にて確認申告を行う。
(書類・様式等についてはお問い合わせください)
- ②認定経営革新等支援機関等から申告書様式の確認欄
にて内容を確認してもらい、申告書を受け取る。
- ③令和3年1月以降、申告期限【令和3年2月1日(月)】までに、2で確認を受けた申告書と必要書類により、市役所税務課に軽減を申請する。

